

千葉地方裁判所委員会（第42回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成30年2月21日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

青柳洋治，岡本哲人，小川秀樹（委員長），女屋光基，金子武志，小関賢一，
阪本勝，高野次夫，轟木逸子，松下祐記，村田英明，森本亨

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所民事第1部裁判官 小濱浩庸

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局
総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

事務局長から，前回の委員会後に新たに任命された小川秀樹委員が紹介され
た。

(2) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条に基づき，出席委員において新委員長の互選を行
い，全会一致で小川委員が委員長に選任された。

(3) 委員長挨拶

委員長就任に当たり，委員長から挨拶があった。

(4) 委員会の傍聴の可否について

委員会について、報道機関以外の一般の方の傍聴を認める運用にするのかという議題につき、挙手の方法による多数決が実施された。票数の内訳は、次のとおりである。

報道機関以外の一般の方の傍聴を認めることに賛成した委員 4 名

報道機関以外の一般の方の傍聴を認めることに反対した委員 7 名

多数決の結果、これまでの運用どおり、報道機関以外の一般の方の傍聴は認めないこととなった。

なお、委員からは次のような意見が述べられた。

- 裁判所というのは敷居が高いイメージがあるので、開かれた裁判所をPRするためにも公開した方がいい。また、条件もなるべく付けずに傍聴できればよいと思われる。仮に、委員会の進行が妨げられるような事情があれば退席をお願いすればいいのではないか。
- 全国的に委員会の傍聴を認めている例は少ないとのことだが、傍聴を認めるのであれば、定員は10名までとか、事前申込の際に許可する内容も決めておかないとトラブルが生じる可能性がある。ただ、定員制や事前許可制により絞りかけられた方々が傍聴することが、委員会も含めた裁判のPRになるかは疑問である。
- 各委員がどういう組織に属するかなどの身分を明かすことにより、組織とは全然関わりなく個人の意見として発言したつもりでも、組織の発言として曲解されてしまうので、委員の考え方や発言が公開されてしまうことで、自由に発言しにくくなるという懸念がある。また、フェイスブックやツイッターといったSNSを通じて興味本位に不正確な情報が拡散するような時代に、裁判所のPRをするという意図が正確に伝わるのかという懸念もある。
- 先日、裁判員裁判で裁判員になった人が暴力団関係者に声かけされるという報道もあったし、我々も仕事上、恨みを買う可能性があるので、委員会を

公開することも大事だが、何の制限もなく公開を認めてしまうのは危ないのではないかと思われる。

(5) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，■小濱裁判官)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「労働審判制度について」をテーマとして、意見交換を行うこととした。

※ 意見交換に先立ち、労働審判制度の概要説明及び模擬労働審判の見学が行われた。

○ 労働審判の新受件数のグラフを見ると、全国の新受件数は横ばいとなっているが、千葉地裁の新受件数は平成24年がピークとなってその後下がっているように見える。その辺りはどのような理由があるのか。また、千葉地裁の審理期間のグラフを見ると、2月以内に審理を終えることが多いように見えるが、千葉地裁では短い期間で解決できるように何か工夫がされているのか。

■ 全国と千葉地裁で折れ線グラフの傾きが違う点については、他の都道府県がどのようなグラフになるのか分からないため、どのような理由によるのかは把握できていない。すべての裁判所が、労働審判の実施マニュアルのようなものを作成し、適正に、早期解決できることを目指して40日以内に第1回期日を指定するよう努力しているし、先ほどは原則として、第1回期日又は第2回期日までにすべて主張立証を終えるという説明をしたが、実態としては、第1回期日ですべて主張立証を終わらせるような運用をしているため、第1回期日で調停が成立するという割合がかなり高くなっていることによるのではないか。

○ 労働審判員の人選については、労働者側の労働審判員は労働組合の役員、使用者側の労働審判員は人事労務担当者の中から選任されるとのことだが、どれくらいの人数がいて、年齢も含めてどのような方々がいるのか。また、

労働審判の受理件数が横ばいとのことだが、今いる労働審判員で十分に対応できているのか。

■ 千葉地裁の場合は、使用者側、労働者側ともに21名ずつ労働審判員がいる。年齢やどういう経験を有していたかどうかは、今日の時点では把握していないが、労働審判員規則には、「労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で68歳未満のものの中から最高裁判所が任命する」と規定されているので、そのような方々が労働審判員になっているという認識である。また、千葉地裁では年間120件くらい申立てがあり、単純計算で一人の労働審判員が年間6件を担当することになるが、通常、担当事件が重複しても2件程度のため、現在の労働審判員の人数で十分に対応できていると思われる。

○ 労働審判委員会の評議は労働審判官、使用者側の労働審判員、労働者側の労働審判員3人の多数決で決まるとのことであるが、公正中立な立場といたしつつも、労働者側と使用者側とでは同じ事案でも多少意見の相違があるのではないかと思われるが、満場一致で決まるケースはどれくらいの割合であるのか。

■ 出身母体に関わらず、中立公平というのは徹底している。必要な書類を作成していないなど、会社内での労務管理がしっかりしていないところがたくさんあり、そういう会社に対しては厳しく指摘することもあるが、そういう場面では、労働審判官や労働者側の労働審判員よりも使用者側の労働審判員の力が発揮される。労働者側の労働審判員も労働組合の幹部をやっていた方で、労使交渉の経験もあるので、一般的にこういうことをやっていたら解雇されてしまうよという視点からも見てもらうことになる。そうした形で専門的な知見を持った方々が、記録も読み込んでいろいろな角度から評議し、自ずと一定の結論が導かれることになるため、多数決で決まる場面はまずない。ただ、金額についてどうするかという場面では、申立人が求める額とか相手

方が支払える額があるから、当事者の意見を聞きながら調整することはあるが、結論が異なることはまずない。

- ◎ 労働審判はここに課題があるのではないかという意見はないか。
- 労働審判においては、証拠が会社側に偏在していることが多く、会社側が審理に協力的でなく資料が提出されない場合は、第1回期日において実質審理できないケースもあるかと思われるが、どのように迅速な解決を図っていくのか。
- 労働審判では、労働審判に至る経緯や交渉の過程も全て申立書や答弁書に書くことになっているので、大多数の事件については、資料が既に開示されていたり、審判で開示されるが、資料を出してこない会社も確かにある。一つは、そもそも資料が存在しないという類型と、もう一つは、あるけど出さないという類型とがあるが、後者については、口頭審理のため、第1回期日に、労働者がいるところで審尋を行っていき、資料がどうしてないのか、どうして出さないのかなど事情聴取をすることになるから、資料がなければ不利な心証をとられても仕方がないと自ずと会社側も感じ取るので、大体第2回期日には出してもらえることが多いと思われる。そのため、訴訟よりもスムーズに資料が出てくるのではないかという印象である。
- 賃金未払の事案で資料が存在しないなど、労働実態が分からない場合に、どのように未払分を確定するのか。
- 賃金未払の事案において、労働契約が分からないという事例はまずないので、月額20万円ということであれば、いつからもらっていないのかという点に尽きるが、残業代などの割増賃金の場合には、資料がないとなかなか分からないので、タイムカード、運送会社だとタコグラフ、FAX送信書面、会社の事務室のセキュリティ開始時刻が分かる書面などの間接的な資料に基づいて、双方の言い分を聞きながら金額を確定したり調整していくことになる。

- ◎ 労働審判は司法制度改革によりできた制度であるが、いろいろな評価がある司法制度改革の中で、同制度は非常に成功している例との評価が高いと思われるが、今後同制度に期待する点や検討すべき点はないか。
- 労働審判制度が評価されていたのは、労働審判の事件数が増えていた時期であると思われるが、近年、労働局での相談件数が増えているのに、労働審判の申立件数は横ばいという点を考慮すると、労働紛争解決制度としての認知度については、検討の余地があるのではないかと考えている。
- 労働審判制度を広く活用していただくための一つの案として、千葉管内では同制度を千葉地裁本庁のみで取り扱っているが、全国では立川、小倉、浜松、松本、福山などの地裁支部でも労働審判を取り扱っているようである。千葉管内では、松戸支部が事件数や人口など前述した支部に十分匹敵するくらいに規模が大きい庁という認識があるので、松戸支部でも労働審判を実施するという動きとか話があるのか、なければ検討してもらえないか。
- ◎ 現段階で特に松戸支部で労働審判を実施するという話はないが、本委員会でそのような意見があったことは承知した。

(6) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成30年9月14日午後1時15分に開催することに決定した。

(7) 次回の意見交換テーマ

次回の千葉地方裁判所委員会では、「専門訴訟及び専門委員制度について」をテーマとして意見交換を行うこととした。

以 上